

改正

平成25年3月8日規則第11号

平成28年3月14日規則第14号

志摩市まちづくり基本条例推進委員会規則

(設置)

第1条 志摩市まちづくり基本条例（平成20年志摩市条例第22号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、志摩市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の運用状況を把握し、適切な運用を図ること。
- (2) 条例の周知及び啓発に関すること。
- (3) 条例の検討及び見直しに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民からの一般公募者
- (2) 各町自治会連合会代表
- (3) その他自治の推進に携わる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。